北九州市循環型社会形成推進基本計画(改定)の環境審議会答申からの変更点について

1 内容の変更

- (1) 変更箇所
- Ⅲ 取組みの方向性 1 最適な地域循環圏の構築 (3)ごみ処理施設の今後のあり方 イ. 廃棄物処分場の確保

(2) 変更内容

ヘ゜ーシ゛	新	IΒ
28	快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があることから、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。	快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があることから、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、平成33年度に使用年限を迎える現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。

(3) 変更理由

現在使用している廃棄物処分場の使用年限を平成 33 年度頃としていたが、年度を記載することで、平成 33 年度に必ず期限が到来すると誤解を与える恐れもあることから「使用年限の到来を見据え、」という記述に修正。

2 その他の修正

答申の内容から、文言や印刷レイアウトの再確認を行い修正

3 資料編の追加

ごみ量の現状、基本計画の策定・見直し状況、用語集等、本市の廃棄物行政の歴史や現状が理解できるよう資料編を作成、追加